



■令和 3 年度税制改正大綱について■

令和 2 年 12 月 10 日付けの自由民主党・公明党による令和 3 年度税制改正大綱について、令和 2 年 12 月 21 日に閣議決定され、令和 3 年 3 月 26 日に成立しております。

自由民主党・公明党による令和 3 年度税制改正大綱における相続税・贈与税関係の「今後の税制改正にあたっての基本的な考え方」の中で気になる点について確認してみたいと思います。

相続税・贈与税のあり方

① 教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の見直し教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置については、孫等が受贈者である場合に贈与者死亡時の残高に係る相続税額の 2 割加算が適用されないこと等が節税的な利用につながっているとの指摘を踏まえ、格差の固定化の防止等の観点から所要の見直しを行った上で、2 年延長する。なお、結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置については、贈与の多くが扶養義務者による生活費等の都度の贈与や基礎控除の適用により課税対象とならない水準にあること、利用件数が極めて少ないと等を踏まえ、次の適用期限到来時に、制度の廃止も含め、改めて検討する。

② 資産移転の時期の選択に中立的な相続税・贈与税に向けた検討 高齢化等に伴い、高齢世代に資産が偏在するとともに、相続による資産の世代間移転の時期がより高齢期にシフトしており、結果として若年世代への資産移転が進みにくい状況にある。高齢世代が保有する資産がより早いタイミングで若年世代に移転することになれば、その有効活用を通じた、経済の活性化が期待される。

このため、資産の再分配機能の確保に留意しつつ、資産の早期の世代間移転を促進するための税制を構築することが重要な課題となっている。わが国の贈与税は、相続税の累進回避を防止する観点から、高い税率が設定されており、生前贈与に対し抑制的に働いている面がある。一方で、現在の税率構造では、富裕層による財産の分割贈与を通じた負担回避を防止するには限界がある。

諸外国では、一定期間の贈与や相続を累積して課税すること等により、資産の移転のタイミング等にかかわらず、税負担が一定となり、同時に意図的な税負担の回避も防止されるような工夫が講じられている。今後、こうした諸外国の制度を参考にしつつ、相続税と贈与税をより一体的に捉えて課税する観点から、現行の相続時精算課税制度と暦年課税制度のあり方を見直すなど、格差の固定化の防止等に留意しつつ、資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築に向けて、本格的な検討を進める。こうしたことから、近い将来、相続税・贈与税の制度改革が行われるのではないかとの話がでてきています。

(出典 税務懇話会)